

3. 生活の管理と契約② ～生活の設計・管理～

概要	<p>少子高齢化、人口減少、グローバル化、地球環境の悪化など多くの課題があるが、今後も社会経済環境は変化・変動して、新たな課題が出現することが予想されており、若者はそうした時代をたくましく生き抜いていく力を身に付けることが必要である。収入や価値観などに応じて、将来どのような人生を送りたいのかといったライフスタイルを自らデザインし、その実現に向けて合理的で堅実な生活を送ることができるような知識と感覚を身に付けることが重要である。</p>			
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく活用できるように奨学金制度を理解させる。 ・自分で生活設計をする力を身に付けることの大切さを認識させる。 ・収入がなくなった場合のセーフティネットについての知識をもたせる。 			
指導計画	<p>[導入] 自分の将来における資金計画について意見を出し合う。 [展開] 【奨学金制度】奨学金制度の概要を知り、利用する際のメリット・デメリット・注意点を考える。 【社会人の生活設計と社会保障制度】社会人1年目の1か月の収支をシミュレーションし、自分で生計を立てるということを実感させ、生活困窮時のセーフティネットについて理解する。 [まとめ] 自分の将来の生活設計と社会保障制度の重要性について理解する。</p>			
	時間	学習内容・活動	指導上の留意点	
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・進路や将来についての希望をあげ、そのための資金計画について意見を出し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おのおのの現時点での希望を自由に発言させる。 	
各ワークはいずれかを選択・組み合わせて使うことができます。				
展開	30分	奨学金制度 ワーク⑥ 教材⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑥-1】奨学金制度に関するクイズに解答し、教材⑥を活用して理解を深める。 ・【ワーク⑥-2】奨学金のメリット・デメリットについて考える。 ・【ワーク⑥-3】奨学金の「貸与・返還シミュレーション」を体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の概要を教えるとともに、借金であることのリスクに気づかせる。 ・国の制度以外に民間金融機関の教育ローンもあることを伝える。 ・具体的な貸与額や返済額・返済期間等を知り、その重さを実感させる。
		社会人の生活設計と社会保障制度 ワーク⑦ 教材⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑦-1】社会人に必要な1か月の支出項目・金額と希望する収入金額を表に記入する。支出項目や金額は、必要に応じて教材⑦-1①②を参考にする。 ・教材⑦-1③で雇用形態別の賃金差を確認し、将来の生活設計を想像する。 ・【ワーク⑦-2】教材⑦-2を参考に、働けなくなった場合のセーフティネットについて考える。 ・【ワーク⑦-3】自分だけでなく自分以外の視点でも社会保障制度を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・思いつく支出項目と金額、希望する1か月の収入金額を記入し、収支バランスが取れているか確認させる。事前に家庭の光熱費の領収書などを持参させてもよい。 ・国は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等の雇用対策を強く進めるとともに、男女雇用機会均等法の施行により、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を進めてきたが、非正規雇用と正規雇用、男女間の賃金格差は依然として存在することにも触れる。 ・万が一のための社会保障制度が相互扶助のためにあることを理解させる。 ・社会保険料の支払いは消費者市民としての行動につながることを理解させる。

まとめ	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・進路を考える際には、奨学金を利用するかどうかも含め保護者との相談が必要であることを確認する。 ・自らの将来の生活設計について、生活に必要なお金と、社会保障制度への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と奨学金シミュレーション結果の共有をすすめる。 ・生活設計と社会保障制度の重要性を理解させる。



こんな活用もできます

- ・貸与型の奨学金は返済しない(できない)人が増え、社会問題になっている。奨学金制度のあり方についての意見を出して話し合う……公民
- ・自分の進路希望や夢などから、ライフスタイルや経済設計などライフプランを立てる……家庭・特別活動
- ・社会保障制度が希望者だけ加入するシステムだった場合にどうなるかを考える……公民



奨学金 … 学業を継続するために、貸与または給付されるお金

わが国では、大学や専門学校に通う学生の2.6人に1人が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、大学独自の奨学金(注1)なども含めると約2人に1人が奨学金を利用しているとされる。

日本学生支援機構の奨学金には、無利子の「第一種」と、有利子の「第二種」がある。「第一種」の申込みには、高校での成績が5段階評価で3.5以上との基準や、家計の収入の基準がある。「第二種」にも、家計の収入等の基準がある。「第二種」の貸付利率(金利)は年3%が上限となっている(注2)。

第一種、第二種とも、在学中は返済(返還)は猶予され(在学中は第二種も無利子)、貸与終了(卒業等)の6か月後から返済が始まる。延滞者(3か月以上)は17万3千人、滞納額は2,491億円となっている(2014年度末)。延滞すれば延滞金利が課される(2014年4月以降は年5%)。また、3か月以上延滞すると信用情報機関に登録され、クレジットカードを作ったり、住宅ローンを借りたりすることが困難になる。督促等に応じず延滞期間が長くなれば裁判さらに強制執行などに至る。

日本学生支援機構では、返還猶予や減額返還などの措置も用意し、奨学金返還相談センターを設けている(電話0570-666-301)。また、2012年度採用者から「第一種」につき、卒業後に本人が一定の収入を得られるようになるまで、願出により返済を猶予する所得連動返還型無利子奨学金が導入された。

奨学金は、将来の夢の実現を目指して学業を継続するために非常に有益なものであるが、「貸与型」の場合はあくまでも「借金」であること(返済が必要なこと)を十分に意識する必要がある。また、家族で家計の状況や進学目的などについて早めに(高校1・2年生のうちから)話し合い、借りるに際しては条件をよく理解したうえで、必要な額だけを借りるのが望ましい。

(注1) 大学では、入学金や授業料の減免のほか、奨学金を設けている学校も多く、奨学金の中には返還を要しない「給付型」のものも多い。各大学における奨学金制度の状況は、日本学生支援機構のホームページでも紹介されている。

(注2) 「第二種」の貸付利率には、利率固定方式(貸与終了時に決定した利率が返還終了まで変わらない方式)と、利率見直し方式(返還期間中おおむね5年ごとに利率を見直す方式)がある。2015年3月の利率(この月に貸与が終了した者に対する利率)は、前者が0.63%、後者が0.10%となっている。

(金融広報中央委員会 知るぽると www.shiruporuto.jp 「金融用語解説」より転載)

◇上に記載した内容は、2016年12月現在実施されているものです。2017年度から給付型奨学金制度が創設されるなど、拡充が図られる予定です。詳しくは、日本学生支援機構ウェブサイト <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html> をご覧ください。

2016年12月22日に公表された2017年度の制度拡充の概要は、文部科学省ウェブサイト「高等教育進学サポートプラン」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/_icsFiles/afieldfile/2016/12/26/1380888_1_1.pdf をご覧ください。